

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の配偶者同行休業に関する規程

平成26年6月24日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号）第32条の3第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定める。

(目的等)

第2条 この規程は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2 この規程にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

3 この規程において「配偶者同行休業」とは、職員が次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として学長が定めるもの

(配偶者同行休業の承認)

第3条 学長は、職員が配偶者同行休業を申し出た場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該申し出をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 前項の申し出は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第4条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、学長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申し出ることができる。

- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 前条第1項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の効果)

第5条 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第6条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

- 2 学長は、配偶者同行休業をしている職員が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。
 - (1) 配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと。
 - (2) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
 - (3) 配偶者同行休業をしている職員が、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規程第57号）第17条第6号又は第7号で定める場合における休暇を取得することとなったこと。
 - (4) 学長が、配偶者同行休業をしている職員について、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成16年規程第59号）第3条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第7条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
 - (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
 - (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
 - (4) 前条第2項第2号又は第3号に掲げる事由に該当することとなった場合
- 2 学長は、前項の届出をした職員に対して、当該届出について確認するため

必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(職務復帰)

第8条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（第6条第2項第4号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(職務復帰後における給与の調整)

第9条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(配偶者同行休業期間中の国家公務員共済組合掛金等の取扱い)

第10条 配偶者同行休業により給与が支払われない月における国家公務員共済組合掛金の職員負担分は、徴収すべき掛金の額及び払込先を前月末日までに当該職員に通知するものとし、当該職員は、当月の給与支給日までに支払うものとする。

(規程の実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。